

市街化調整区域の開発許可基準の緩和について寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	平成30年10月5日～平成30年10月19日
意見募集結果	意見提出者1名、意見2件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 0件 原案のとおりとしたもの 2件

(2) 意見の内容と市の考え方

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	市街化地調整地域に10年以上宅地として所有している場合は、建物建設を認めてください。宅地の税金を払っているのに、建物建設できないのは、残念でしかたがないです。納得できません。ここに住もうと思って所有していますので、よろしく願いいたします。	既存適法建築物(※1)については、同敷地同用途の建替えが可能です。今回の改正により、同敷地であれば一部ではありますが用途の変更も可能となることから、従来よりも許可基準の緩和になると考えております。 (※1) 区域区分日前から存する建築物又は建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定により建築の確認を受けて建築された建築物をいいます。	無
2	市街化調整地域に10年以上宅地として所有している場合は、建物建設を認めるとしてください。 宅地の税金を払っているのに、建物建設できないのは、理不尽と思います。調整地域の緩和は、ここがまず先にするのが、筋と思います。	既存適法建築物については、同敷地同用途の建替えが可能です。今回の改正により、同敷地であれば一部ではありますが用途の変更も可能となることから、従来よりも許可基準の緩和になると考えております。	無